

平成19年4月期

中間決算短信（非連結）

平成18年12月8日

上場会社名 株式会社ラクーン
コード番号 3031

上場取引所 東証マザーズ
本社所在都道府県 東京都

(URL <http://www.raccoon.ne.jp/company>)

代表者 役職名 代表取締役社長 氏名 小方 功

問合せ先責任者 役職名 取締役副社長兼 氏名 今野 智
管理部長 T E L (03)5652-1692

決算取締役会開催日 平成18年12月8日 配当支払開始日 平成-年-月-日

単元株制度採用の有無 無

1. 平成18年10月中間期の業績（平成18年5月1日～平成18年10月31日）

(1) 経営成績

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	売上高		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
18年10月中間期	1,472	160.5	△21	—	△20	—
17年10月中間期	917	—	30	—	28	—
18年4月期	2,289		131		95	

	中間（当期）純利益		1株当たり中間（当期）純利益		潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益	
	百万円	%	円	銭	円	銭
18年10月中間期	△77	—	△8,800	85	—	—
17年10月中間期	35	—	6,818	48	—	—
18年4月期	122		19,438	45	15,966	75

(注) ①持分法投資損益 18年10月中間期 -百万円 17年10月中間期 -百万円 18年4月期 -百万円
②期中平均株式数 18年10月中間期 8,855株 17年10月中間期 5,196株 18年4月期 6,290株
③会計処理の方法の変更 無
④売上高、営業利益、経常利益、中間（当期）純利益におけるパーセント表示は、対前年中間期増減率であります。
⑤平成16年10月中間期については中間財務諸表を作成していないため、平成17年10月中間期の増減率は記載を省略しております。

(2) 財政状態

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産	
	百万円	百万円	%	円	銭
18年10月中間期	1,552	1,155	74.4	129,631	53
17年10月中間期	561	208	37.1	40,038	08
18年4月期	1,591	1,213	76.3	137,820	94

(注) ①期末発行済株式数 18年10月中間期 8,910株 17年10月中間期 5,196株 18年4月期 8,808株
②期末自己株式数 18年10月中間期 -株 17年10月中間期 -株 18年4月期 -株

(3) キャッシュ・フローの状況

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
18年10月中間期	29	△56	△47	973
17年10月中間期	14	△36	78	153
18年4月期	90	△61	922	1,048

2. 平成19年4月期の業績予想（平成18年5月1日～平成19年4月30日）

	売上高	経常利益	当期純利益
	百万円	百万円	百万円
通期	3,400	△370	△500

(参考) 1株当たり予想当期純利益（通期） △56,116円72銭

3. 配当状況

現金配当	1株当たり配当金（円）			
	中間期末	期末	その他	年間
18年4月期	—	—	—	—
19年4月期（実績）	—	—	—	—
19年4月期（予想）	—	—	—	—

※ 上記に記載した予想数値は、現時点で入手可能な情報に基づき判断した見通しであり、多分に不確定な要素を含んでおります。実際の業績等は、業況の変化等により、上記予想数値と異なる場合があります。

1. 企業集団の状況

該当ありません。

2. 経営方針

(1) 経営の基本方針

当社は、「スーパーデリバリー」及び「オンライン激安問屋」という2つのeマーケットプレイス（インターネット上に設けられた企業間電子商取引の場）の運営を通じて、出展企業（主にアパレル及び雑貨の製造業者及び輸入業者）から仕入れた商品を会員小売店（主に地方小売店及び中小規模小売店）に販売しております。当社は、上記事業を通じて地方小売店及び中小規模小売店に対する流通経路の効率化を図ることを目指しております。当社は、上記基本方針に従って積極的な事業拡大を行うことで株主利益の増大が実現され则认为しております。

また、当社の経営理念は「ニーズ」であります。「あったら便利」ではなく、「なければ困る」サービスの提供を経営の基本方針としており、今後の事業の拡大に関しましても当該経営理念にしたがったものとする方針であります。

(2) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として位置づけております。しかしながら、現時点においては、①過去における積極的な先行投資により発生した未処理損失が残っているため配当可能利益がなく、また、②当面の間は事業規模拡大のための先行投資を実施する予定であります。そのため当面は株主に対する配当は行わない方針であります。

ただし、将来的には、経営成績の推移及び必要投資資金の状況を勘案しつつ配当実施に関しても検討を行っていく方針であります。

(3) 投資単位の引き下げに関する考え方及び方針

当社は、株主数の増加及び株式の流動性の向上を適正な株価形成のための重要な課題として認識しており、投資単位の引き下げに関してはそのための重要な手段のひとつと考えております。今後、株式市場の動向、及び当社の株価水準ならびに出来高、株主数の推移等を総合的に判断し、投資単位の引き下げを検討してまいります。

(4) 目標とする経営指標

当社の運営するeマーケットプレイスの潜在的な市場規模は非常に大きく、対して当社の事業規模は現段階においては比較的小さく成長初期の段階にあると考えております。従いまして、当社は早期に事業規模を拡大し市場における地位を確立することが中長期的に株主利益を増大させると考えております。また、当社は2つのeマーケットプレイスを運営しておりますが、「スーパーデリバリー」に関しては下記「(5)中長期的な経営方針」に記載の通り積極的な事業規模の拡大を図る予定です。一方で「オンライン激安問屋」に関しては売上高の成長よりも利益率及び効率性の向上、ならびにコスト削減を推進する方針であります。上記を勘案し、当社は下記の経営指標を重要な指標と認識しております。

- ①スーパーデリバリー会員小売店数
- ②スーパーデリバリー出展企業数
- ③スーパーデリバリー商材掲載数

具体的には、平成22年4月末日における目標数値として、①スーパーデリバリー会員小売店数27,500店舗、②スーパーデリバリー出展企業数1,700社、③スーパーデリバリー商材掲載数217,000点を掲げております。

(5) 中長期的な経営方針

①スーパーデリバリーに関して

当社は、平成10年8月に「オンライン激安問屋」を開設し、事業の基盤となる多数の会員小売店及び出展企業を獲得いたしております。その後、平成14年2月より「スーパーデリバリー」を開設し、「オンライン激安問屋」の既存会員小売店及び出展企業の誘致を図るとともに新規の会員小売店、出展企業の誘致を行っております。両事業の位置づけといたしましては、より収益性が高く、成長余地の大きい「スーパーデリバリー」を当社の主力事業とし、「オンライン激安問屋」に関しては、一定の利益を計上しつつ「スーパーデリバリー」に対する入り口もしくは広告的な機能を果たす事業と考えております。

平成18年10月10日に中期経営戦略を策定し、同日「中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）の策定について」を公表させていただいておりますが、同プレスリリースにも記載させていただいておりますとおり今後「スーパーデリバリー」の事業規模拡大と収益性の向上をより一層推進していく計画であります。具体的には下記の施策を実行する予定であります。

- a) 「スーパーデリバリー」会員小売店数の獲得を加速するために広告宣伝等の小売店獲得のための集客投資を拡大いたします。

「スーパーデリバリー」会員小売店は反復的・継続的に「スーパーデリバリー」の利用を行う傾向がございます。また、「スーパーデリバリー」会員小売店から月額2,000円の会費を徴収いたしております。したがって、「スーパーデリバリー」会員小売店獲得を加速することは、直接的に当社の事業規模、収益規模の拡大につながると考えております。また、今後のインターネットによる企業間取引マーケットの競争激化を踏まえ、現段階でできる限り多くの小売店を当社会員として獲得することが将来の収益の安定に必要と考えております。そのため、当社は広告宣伝等の小売店獲得のための集客投資を積極的に行い事業規模拡大及び収益規模拡大を図る予定です。

- b) 平成18年11月より「スーパーデリバリー」出展企業に対する料金体系を変更しております。

従来、出展企業からは「スーパーデリバリー」への参加時点で出展初期費用として40万円、その後一年経過後から毎年出展更新料として15万円を徴収しておりました。平成18年11月契約企業からはこれに変更を加えております。具体的には出展初期費用、及び出展更新料を廃止し、出展後毎月4万円の出展企業基本料を徴収するという料金体系としております。当該料金体系の変更により、参加時点の資金負担が軽減されることにより中堅以下の出展企業の獲得が容易になるとともに、出展企業基本料という毎月安定的な収益源が確保されることとなります。なお、当該新料金体系は平成18年10月以前契約の既存出展企業に対しては適用いたしません。

上記料金体系の変更により①出展企業獲得の容易性の向上、②出展企業の獲得に比例して当社収益が拡大する収益モデルの構築、が完成したと考えております。今後、出展企業の獲得を加速し、早期に全体収益の改善を図る予定です。

- c) 「スーパーデリバリー」会員小売店及び出展企業のユーザビリティ向上のため、積極的なシステム投資を行います。

上記a) b) の施策により、会員小売店数、出展企業数、及び商材掲載数の大幅な拡大を見込んでおります。そのため、同時に検索システム等のシステム投資を実施し、「スーパーデリバリー」のユーザビリティの向上を図る必要があります。当社は顧客満足向上の視点からシステム投資を行う予定です。

②オンライン激安問屋に関して

「オンライン激安問屋」に関しましては、当第2四半期において買取仕入れから消化仕入れへの移行（消化仕入れ割合70%）が完了しております。今後は消化仕入れを主体として中長期的に安定的な売上、利益の計上が図れる体制の構築を目指す予定です。

(6) 会社の対処すべき課題

①競合企業への対応

当社の事業領域であるインターネットによる企業間取引サイト運営事業には昨今新規参入が相次ぎ、今後は競争がより一層激しくなってくるものと思われます。しかしながら、新規参入の増加はインターネットによる企業間取引サイトの認知向上及び企業間取引市場の市場規模拡大につながる可能性が高く、当社にとってもメリットは大きいと考えます。

当社では、検索システム強化等により顧客の利便性の向上を図るとともに顧客の求める商品を常に研究し、品揃えの充実を進めることにより、会員小売店の当社への仕入依存度の向上、ひいては顧客単価の向上を図って参る予定です。

②顧客層の拡大

当社の成長の源は新規顧客層の獲得であると考えております。企業間取引は、消費者向け取引と比べ取引の反復性・継続性が高く、新規顧客の獲得は中長期的に当社の事業規模の拡大につながると考えております。

現在の当社の主要顧客は社歴の浅い小規模小売店であります。しかしながら、それ以外の小売店に対しても、当社に対する潜在的な需要があるものと見込んでおり、こうした潜在需要を長期的に獲得していく必要があります。そのため、チラシ・ダイレクトメールを使用した広告・インターネット広告・出展企業と連動した展示会等を行い、費用対効果を見極めながらプロモーション活動を強化していく予定です。

③安定的収益の拡大

当社は、平成18年11月より出展企業向けの料金体系の変更を行い、出展企業から月額固定の出展企業基本料を徴収することとなりました。この料金体系の変更により、従来からの会員小売店からの安定的収益（小売店月会費）に加え、出展企業からも安定収益（出展企業基本料）を確保するという収益構造になりました。

当社は、会員小売店獲得を推進すると同時に、出展企業の獲得もより一層推進し、安定的収益の拡大、ひいては当社収益の安定的拡大を図る予定です。

③掲載商品に関する法的リスクの管理

当社の取扱う商品は多岐にわたり、化粧品や健康食品等の法的規制を受ける商品及びブランド品等のライセンス商品も多数含まれております。当社では掲載商品に関する法的リスクを回避するため従前より社内チェック体制を整備しておりますが、今後商品の掲載数及び取り扱いジャンルの拡大に対応し、適宜体制の見直し及び更なる充実を図る方針です。

(7) 親会社等に関する事項

該当ありません。

3. 経営成績及び財政状態

1. 経営成績

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益の改善を背景として、設備投資の拡大、雇用情勢の改善等がみられ、総じて緩やかな回復を維持する状況で推移しました。

当社を取り巻く流通業界におきましても、企業業績は回復基調で推移しております。

このような状況の中、当社は、主力事業である「スーパーデリバリー」に関しては積極的に会員小売店、出展企業及び商材掲載数の拡大を行いました。また、「オンライン激安問屋」に関しては利益率の向上及び業務の効率化を推進いたしました。

加えて、平成18年10月からは、新たに策定した「中期経営戦略」にしたがって「スーパーデリバリー」会員小売店獲得を加速するための広告投資の拡大を行っております。

また、「中期経営戦略」にしたがい繰延税金資産の再評価を行った結果、当中間会計期間末において繰延税金資産57百万円の取崩を行っております。

以上の結果、売上高1,472,135千円（前年同期比160.5%）、経常損失20,433千円（前年同期経常利益28,825千円）、中間純損失77,931千円（前年中間純利益35,428千円）となりました。

事業部門別の業績は、次のとおりであります。

（1）スーパーデリバリー

「スーパーデリバリー」に関しましては、重要指標として位置づけている会員小売店数、出展企業数及び商材掲載数の拡大を推進いたしました。具体的には、会員小売店獲得のための広告活動、出展企業及び商材獲得のためのセミナー開催を中心とする営業活動等を行っております。その結果、各指標は順調に推移いたしておりますが、会員小売店の獲得ペースを出展企業の獲得ペースが上回り会員小売店数と出展企業数のアンバランスが生ずる結果となりました。

そのため、当社は平成18年10月より会員小売店数の獲得ペースを大幅に拡大すべく広告等の集客手段への投資を拡大いたしております。また、当中間会計期間終了後の平成18年11月より出展企業向けの料金体系の変更を行っておりますが、新料金体系での契約を望む企業が多く、新料金体系への移行直前の平成18年10月に関しては新規出展契約が減少いたしました。

上記の結果、「スーパーデリバリー」の売上高は、1,162,381千円（前年同期比197.1%）となりました。

（2）オンライン激安問屋

「オンライン激安問屋」に関しましては、買取仕入から消化仕入への移行を図りました。移行に関しては予定よりも若干の遅れが生じたものの、第2四半期において目標であった消化仕入割合70%を概ね達成いたしており、結果として売上総利益率の向上及び業務の効率化が進んでおります。ただし、消化仕入への移行の結果、取扱商品に一部偏りが生じ売上高は前年同期にくらべ減少いたしております。

上記の結果、「オンライン激安問屋」の売上高は、307,661千円（前年同期比94.0%）となりました。

（3）関連事業

関連事業の一環として、平成17年11月より株式会社三洋倶楽部と代理店契約を締結し業務提携を行っております。当社は会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介し、株式会社三洋倶楽部が当社会員小売店に対して実行したビジネスローンの貸出残高に応じて代理店手数料を受け取っております。

上記の結果、「関連事業」の売上高は、2,092千円となりました。

(参考) 経営指標

		会員小売店	出展企業（注１）	商材掲載（注２）
スーパーデリバリー	平成18年10月中間期末	7,670	544	75,783
	平成18年４月期末	6,293	419	50,020
オンライン激安問屋	平成18年10月中間期末	39,509	1,853	8,688
	平成18年４月期末	34,616	1,733	19,858

（注） １．スーパーデリバリーについては期間末日現在において出展している企業数です。オンライン激安問屋については商材掲載実績のある企業の累計値です。なお、1,853社のうち当中間会計期間に掲載のあった出展企業数334社となっております。

２．スーパーデリバリーについては期間末現在で掲載されている商材数です。オンライン激安問屋については当事業年度に掲載された商材数の合計です。

２．財 政 状 態

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末より74,458千円減少し、973,918千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動による資金の増加は29,155千円となりました。これはキャッシュフロー減少要因として税引前当期純損失19,786千円の計上及び取引量拡大による売上債権の増加64,286千円等があったものの、キャッシュフロー増加要因として減価償却費11,618千円をはじめとする資金の流出を伴わない項目、取引量の拡大による仕入債務の増加78,234千円及び「オンライン激安問屋」の取引方法変更によりたな卸資産の減少14,217千円等が発生したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動による資金の減少は56,178千円となりました。これは主としてソフトウェア開発及びソフトウェア購入による無形固定資産の取得のための支出39,849千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動による資金の減少は47,435千円となりました。これは主として、借入金の期限前返済及び社債の定期償還によるものであります。

(キャッシュ・フロー指標のトレンド)

	平成17年4月期	平成18年4月期	平成18年10月中間期
自己資本比率 (%)	—	76.3	74.4
時価ベースの自己資本比率 (%)	—	1,139.9	252.5
債務償還年数 (年)	—	1.2	1.7
インタレスト・カバレッジ・レシオ	—	24.9	30.0

*自己資本比率：自己資本／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

債務償還年数：有利子負債／営業キャッシュフロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

1. 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数（自己株式控除後）により算出しております。
2. 営業キャッシュ・フローはキャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対象としております。また、利払いについては、キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

3. 通 期 の 見 通 し

通期業績の見通しといたしましては平成18年10月10日に公表いたしましたとおり、売上高34億円、経常損失3億7000万円、当期純損失5億円を見込んでおります。当該業績予想策定の根拠となった事象は下記の通りでございます。

①「スーパーデリバリー」に関しては、会員小売店数、出展企業数、及び商材掲載数の堅調な拡大を背景に順調な売上拡大を見込んでおります。当事業年度末における会員小売店数、出展企業数、及び商材掲載数は、それぞれ11,000店舗、650社、及び92,000点を見込んでおります。

②「オンライン激安問屋」に関しては、当第一四半期に実施した取引方法の変更の影響、及び、当社経営方針として経営資源を主に「スーパーデリバリー」に投下する計画であるため、売上高はおおむね横ばいを計画しております。ただし、取引方法変更により売上総利益率の向上を見込んでおります。

③平成18年10月10日公表の「中期経営戦略（平成19年4月期～平成22年4月期）の策定について」に従い、事業規模の早期拡大及び収益構造の改善のために下記の施策を実施いたします。

- i) 「スーパーデリバリー」会員小売店獲得を加速するための広告等への投資の加速
- ii) 「スーパーデリバリー」の出展企業向けの料金体系の変更
- iii) 「スーパーデリバリー」のユーザビリティ向上のためのシステム投資の実施

上記により、a) 広告宣伝費等の販売費及び一般管理費の増加、b) 出展企業向け旧料金体系において徴収していた出展企業初期費用の売上がなくなることによる一時的な売上高の減少、及びc) システム関連コストの増加、を見込んでおります。

④「オンライン激安問屋」における業務効率化のために外部倉庫を廃止し、当社自社倉庫にて全てのオペレーションを行う体制に変更することを予定しております。同時に現在自社倉庫の一部を利用しているオフィス（ECRセンター）を本社オフィスと統合し業務の効率化を図るため当下半期に本社移転を行います。そのため、倉庫及び本社移転のための費用を特別損失として計上する予定であります。

⑤上記により、当期及び来期に関して赤字計上を見込んでいるため、当中間会計期間末において繰延税金資産全額の取崩を行っております。

4. 事業等のリスク

以下において、当社の事業展開その他に関しリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、投資家の判断上重要であると考えられる事項については、積極的な情報開示の観点から開示しております。なお、当社はこれらのリスク発生の可能性を確認した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、本株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項も併せて慎重に行われる必要があると考えております。また、将来に関する情報は、別段の記載のない限り、平成18年12月8日現在における当社の経営者の判断や一定の前提の下における予測等に基づくものであり、将来、そのとおりに実現する保証はありません。

I 当社の事業について

(1) 当社の事業拡大の前提条件について

当社では、インターネット上に設けたeマーケットプレイス（インターネット上に設けられた企業間電子商取引の場）の運営を通じて、主にアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者から仕入れた商品を、主に地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。

事業規模拡大のためには、会員小売店及び出展企業の満足度を向上させ、双方の利用を促進することが必要になります。会員小売店の満足度向上のためには、多数の出展企業の確保及び掲載商品の質と量の確保が必要になります。また、出展企業の満足度向上のためには、購買意欲の高い多数の小売店を顧客として確保することが必要になります。したがって、会員小売店数、出展企業数、及び掲載商品数を拡大することが当社の事業規模拡大のための前提条件となります。そのため、会員小売店、出展企業の獲得及び掲載商品数の拡充が順調に行われない場合や出展企業数と会員小売店数のバランスが崩れた場合においては、当社の業績の拡大に悪影響を与える可能性があります。

(2) 「オンライン激安問屋」について

当社は、「オンライン激安問屋」の運営を通じてアパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者の抱える過剰在庫品を地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。当該事業の運営に関して当社は下記のリスクを認識しております。

①買取型仕入における利益管理について

「オンライン激安問屋」において販売している商品は出展企業の抱える過剰在庫品であるため、新商品及び定番品等に比べ二次在庫化しやすい商品群であります。これを回避する仕組みとして、当社では、「通常販売」と「オークション販売」という2種類の会員小売店への販売方法を併用しております。

「オークション販売」は最低落札価格を設定しない特徴から非常に安い価格で落札される場合があります。当社は、仕入取引として、「消化型」と「買取型」の2種類を併用しております。「消化型」仕入取引に関しては販売価格に契約マージン率を適用することにより仕入価格が決定する取引となっており、「オークション販売」においても、オークション落札価格（＝販売価格）に契約マージン率を適用して仕入価格が決定されるため、赤字販売は発生いたしません。一方、「買取型」仕入は、仕入価格が仕入時点ですでに決まっている商品に対して、オークションの落札により販売価格を決定するため、落札価格が仕入価格よりも下回った場合には赤字販売となります。そのため、当社では、商品ごとの利益管理を「通常販売」と「オークション販売」と2つの販売方法の合算で行い、「オークション販売」が赤字販売になった場合においても、「通常販売」と「オークション販売」の通算では一定の利益を確保するよう努めております。しかし、「オークション販売」における落札価格（＝販売価格）が仕入価格を大幅に下回った場合、必ずしもかかる一定の利益が確保されるとは限らず、オークション販売による収益性が悪化した場合、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

②販売商品の確保について

「オンライン激安問屋」で販売する商品は、アパレル及び雑貨の製造業者もしくは輸入業者の抱える過剰在庫品であるため、新商品及び定番品等と異なり、必ずしも商材の安定供給性が確保されているわけではありません。現在、販売する商品の調達先、調達先、量ともに充足しており、今後の取引量の拡大にも充分対応できると考えております。しかし、会員小売店の急激な増加による需要量の大幅な拡大や、商品の供給先である出展企業において過剰在庫品の供給量が著しく低下する等の要因により、十分な商品が供給できない場合、会員小売店の需要を十分に満たすことができず、事業規模の拡大が困難になる可能性があります。

③検品精度について

「オンライン激安問屋」で取扱う商品は、過剰在庫品で製造から時間が経過していることが多く、出展企業からの商品仕入時において劣化している場合も少なくありません。当社では仕入れた商品の検品作業を行うことで、劣化商品を排除し、一定の品質を満たした商品のみを販売することで会員小売店の満足度を高めております。このため、当社では検品作業は当社のビジネスモデルで重要な位置づけと考えており、検品スタッフへの教育に力を入れております。しかしながら、事業規模拡大による人手不足等により新人の検品スタッフを大量採用し教育が追いつかない場合、また検品スタッフが十分に採用できない場合、一時的に検品精度が低下する可能性があります。この場合、会員小売店の満足度が低下し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(3) 「スーパーデリバリー」について

当社は、「スーパーデリバリー」の運営を通じて出展企業の取扱うアパレル及び雑貨の新商品及び定番品を地方小売店及び中小規模小売店に対して販売しております。当該事業の運営に関して当社は下記のリスクを認識しております。

①与信代行機能について

出展企業は「スーパーデリバリー」を通して会員小売店に対して商品の販売を行うことにより会員小売店に対する与信リスクを排除することが可能になっております。この点が出展企業にとって「スーパーデリバリー」のメリットのひとつとなっておりますが、一方で出展企業は当社に対する与信リスクを負担しております。したがって、当社の財務状況が悪化した場合においては出展企業が「スーパーデリバリー」を通して会員小売店への販売を行うことの重要なメリットが実質的に機能しないことになります。この場合、新規出展企業の獲得に支障をきたし、もしくは既存出展企業の退会が発生する可能性があります、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

②出展企業数及び会員小売店数に付随する売上について

(A) 当社は「スーパーデリバリー」の出展企業からの安定的収益として、平成18年10月以前の契約企業からは1年後ごとに出展更新料を徴収しております。また、平成18年11月以降の契約企業からは毎月定額の出展企業基本料を徴収する予定であります。そのため、出展企業が増加しなかった場合、もしくは退会により出展企業数が減少した場合においては、出展更新料売上及び出展企業基本料売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

(B) 販売先である地方小売店及び中小規模小売店は、当社の審査を通過後会員登録をした会員小売店による会員制組織としており、「スーパーデリバリー」の会員小売店からは月会費を徴収しております。そのため、当社の業績は、会員小売店が増加しなかった場合、もしくは退会が増加し会員小売店数が減少した場合においては小売店会費売上が増加せず、もしくは減少する可能性があります。

上記(A)及び(B)の事態が発生した場合は、当社の業績に悪影響を与える可能性があります。

(4) 会員小売店に対する売上債権の管理について

当社が商品を販売する会員小売店は比較的小規模で与信リスクの高い小売店が多いため、会員小売店に対する与信管理(売掛金の貸し倒れリスクの管理)が重要になります。当社は、会員小売店からの代金回収方法としては、「スーパーデリバリー」「オンライン激安問屋」とともに当社への支払いにつき一定額までの保証を受けた掛売り取引の他、「オンライン激安問屋」においては、配送業者の代金引換便を利用した代金回収、「スーパーデリバリー」においては、信販もしくはクレジットを利用した回収方法を用いることで、代金回収の確実化を図っております。しかしながら、保証会社や、配送業者、信販会社、クレジット会社との契約変更や解約があった場合、会員小売店に対する与信管理が十分に行えないといった事象が発生し、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

(5) システム障害について

当社の事業はインターネットを通じて取引を行っておりますので、自然災害や事故などによりインターネット通信網が破壊された場合においては当社の事業の全体、あるいはその一部が中断され、当社の事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

また、当社では、サービスの安定供給を図るためのセキュリティ対策とコンピューターウイルスの感染、ハッカーの侵入による妨害等を回避するよう努めておりますが、こうした要因によるシステム障害が生じた場合も同様に、当社の事業の遂行に重大な支障をきたす可能性があります。

さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等の管理会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼働がスムーズに行えない状態になった場

合においても当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

（６）取引先情報の管理体制について

当社は、事業の性質上、個人情報を含む取引先情報を多数取扱っており個人情報保護法の適用を受けております。当社では、個人情報の保護を図るため、管理システムへのアクセス者の制限やアクセス履歴の管理、また社員教育の実施等、管理運用面について細心の注意を払っております。しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、その場合当社の社会的信用に悪影響を与え、ひいては当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

（７）法的規制について

当社の主な取扱い商品はアパレル及び雑貨であります。取扱商品の中には一部下記の様な法規制を受ける商品が存在しております。

①ブランド品の販売について

ブランド品の販売にあたっては、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権等に抵触しないことに留意しております。当社は、偽造品の取扱いを排除するために、仕入先を日本流通自主管理協会（AACD）加盟企業に限定しております。また、「出展契約書」に特則（「海外ブランド品などの出展に関する特則」）を規定することで、当該ブランド・メーカーの商標権、意匠権、著作権その他の知的財産権を侵害するものでないことを出展企業に保証させております。

しかしながら、販売した商品に万が一上記記載の知的財産権を侵害するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合当社に対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

法令名	主な法的規制の内容
薬事法	製造販売の承認と許可、虚偽・誇大広告の禁止 医薬品の表現の規制
健康増進法	栄養表示基準の明示、誇大表示の禁止
食品衛生法	飲食に起因する衛生上の危害発生の防止
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（JAS法）	加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示
不当景品類及び不当表示防止法	不当表示の規制

②医薬部外品、化粧品、健康食品等の販売について

当社の取扱い商品のひとつであります医薬部外品、化粧品、健康食品は、販売及び広告表現について主に下表の法律による規制を受けております。当社は、出展企業に対し、必要に応じて製造販売業許可を取得した証明書や成分分析表等の証明書類の提出を求めて出展審査を行っております。また、「出展契約書」に特則（「医薬部外品・化粧品などの出展に関する特則」）を規定することや、契約の際に覚書（「健康食品などの出展に関する覚書」）の締結を義務付けることで、関係法規・法令等を遵守していることを保証させるとともに、出展後も広告表現等の法的規制に抵触する内容がないかを当社内において随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合や、現行の法的規制における法令の解釈・適用によっては、新たな対策が必要となり、これらの商品の販売に関して支障をきたす可能性があります。また、販売した商品に関し法的規制に抵触するような事態が生じた場合には、当社がその責任を問われかねず、この場合当社に対する社会的信用力は低下し、事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

③関連事業について

平成17年11月より株式会社三洋倶楽部の代理店として、ビジネスローン希望する会員小売店を株式会社三洋倶楽部に紹介しております。当該代理店業務に関しては、「貸金業の規制等に関する法律」の規制を受けます。かかるビジネスローンに関し、法的規制に関係者が抵触し、あるいは借入人である当社会員小売店との紛争が生じた場合には、当社に対する社会的信用力が低下し、当社の事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

Ⅱ 業績の推移について

当社は平成7年9月に設立され、現在の事業である「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」の運営をそれぞれ平成10年8月、及び平成14年2月から開始しております。サービス開始以降、平成16年4月期までに関しては、販売費及び一般管理費を回収できる規模の売上高の計上ができず、赤字決算となっておりますが、平成17年4月期及び平成18年4月期においては、売上高の伸長に伴い業績が改善し利益面において黒字転換いたしております。

しかしながら、当社は中長期的な事業規模拡大に向けて新たに中期経営戦略を策定し、広告活動等の会員小売店集客手段に対する積極的な投資を行うとともに、出展企業向けの料金体系の変更を行うことにいたしました。また、会員小売店及び出展企業のユーザビリティ向上のためのシステム投資を行うことにいたしました。そのため、平成19年4月期及び平成20年4月期に関しては売上高に関しては順調に増加することを想定しているものの、損益面に関しましては先行投資による赤字計上を計画しております。

また、当社の売上高は商品売上高（「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」を通して商品の販売を行うことによる売上高）が主要な部分を占めておりますが、商品売上高は比較的季节変動性の高い性質を有しております。具体的には、小売店におけるセール時期の終了した直後にあたる8月及び1月、2月において売上高が減少する傾向があります。

（業績推移）

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 中間期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成18年10月
売上高 (千円)	494,226	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221	1,472,135
売上総利益 (千円)	164,736	202,339	261,731	424,595	664,419	363,022
販売費及び一般管理 費 (千円)	356,891	306,410	318,463	397,968	532,966	384,536
営業利益又は 営業損失(△) (千円)	△192,155	△104,071	△56,732	26,626	131,452	△21,513
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△193,581	△105,405	△57,674	23,710	95,689	△20,433
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△200,802	△130,377	△58,733	45,275	122,267	△77,931

(売上高の内訳)

回次	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期	第11期 中間期
決算年月	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	平成17年4月	平成18年4月	平成18年10月
オンライン激安問屋 (千円)	478,063	510,988	683,998	728,601	742,554	307,661
スーパーデリバリー (千円)	16,162	111,004	206,716	501,053	1,545,538	1,162,381
関連事業 (千円)	—	—	—	18,000	1,128	2,092
合計 (千円)	494,226	621,992	890,714	1,247,654	2,289,221	1,472,135

(注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

Ⅲ 外部環境について

(1) 企業間電子商取引の普及の可能性について

当社は「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」という2つのeマーケットプレイスを運営しており、インターネットによる企業間電子商取引に属しております。「平成16年度電子商取引に関する実態・市場規模調査」(経済産業省)によると平成10年以降インターネットによる企業間電子商取引の市場規模は年平均30%以上の成長率を維持しており平成16年度の企業間電子商取引の市場規模は102.7兆円(うち、当社の事業であるeマーケットプレイスの市場規模は9.5兆円)と報告されております。ただし、インターネットによる企業間電子商取引は歴史が浅く、今後も上記と同様に普及が進展する保証はありません。また、インターネットを通じて商品を仕入れるという取引が、従来の商習慣には存在しないものであったことで、インターネットを介して商取引を行なうことに抵抗感がある企業や小売店も未だ多く、この点が企業間電子商取引の市場規模拡大の障害となる可能性も否定できず、当社の事業規模拡大に悪影響を及ぼす要因になる可能性があります。

(2) 中小規模小売店のマーケット規模について

当社は「オンライン激安問屋」及び「スーパーデリバリー」を通して地方小売店及び中小規模小売店を中心とする会員小売店に対して商品を販売しております。当社のターゲットとなる地方小売店及び中小規模小売店のマーケットを明確に定義づけることは困難ですが、平成14年商業統計(経済産業省)によると「アパレル」及び「住関連(注)」のマーケット約20兆円のうち、従業員が4名以下の中小規模小売店の占める割合は32%程度であります。「アパレル」及び「住関連」のマーケットは、近年、多数の店舗が新規開業している一方で、多数の店舗が廃業しており、マーケット規模縮小傾向にある成熟産業であります。その中で当社は、マーケットに占めるインターネット取引の拡大に期待しております。新規開業者は比較的若くインターネットの利用に抵抗感を持たない世代であるため開業時の仕入先情報の検索にインターネットを利用する頻度が高いと考えており、そのような新規開業者を積極的に会員小売店として誘致することで、マーケットに占める取引の拡大を図っております。

ただし、今後、「アパレル」及び「住関連」を取り扱う中小規模小売店のマーケット(小売店数、取引金額等)が当社の想定以上に縮小する可能性、もしくは新規開業が減少する可能性も否定できず、その場合には当社の事業規模拡大に悪影響を及ぼす可能性があります。

(注)商業統計には「雑貨」という区分が存在しないため、「住関連」区分のうち当社の取扱いのあるスポーツ用品、玩具、娯楽用品、時計、眼鏡、光学機械、化粧品、文房具、家具を集計しております。

(3) 競合について

当社は、「スーパーデリバリー」、「オンライン激安問屋」の2つのeマーケットプレイスを通じて、出展企業及び会員小売店に対し、問屋サービスを提供しております。卸問屋業界は、バブル崩壊後の不況期に倒産や統合を繰り返し、淘汰が進みましたが、現在においても多数の企業が存在し、当社の競合相手となっております。また、昨今では一部の卸問屋がインターネットによる卸売り事業を開始しており、今後競争が激化する可能性があります。当社では、先行者として培ってきたインターネットによる卸販売特有のノウハウ及びシステム開発力等により差別化を図り、また、会員小売店向けサポートの充実や、品揃え商品の充実化等に取組むことで、競争力の向上に努めております。

一方で、昨今数社のインターネット関連企業が当社と同じ事業領域への進出を行っており、やはり今後の競争激化が予想されております。当社では会員小売店及び出展企業獲得を加速するとともに、システム開発によるユーザビリティ向上等により差別化を図る予定です。

Ⅳ 当社の事業体制について

(1) 代表者への依存について

当社の代表取締役社長である小方功は、当社の創業者で創業以来の最高経営責任者であり、経営方針や事業戦略の決定およびその遂行において極めて重要な役割を果たしております。当社では、取締役会や経営戦略会議における役員及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めておりますが、何らかの理由により同氏が当社の業務を継続することが困難になった場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

(2) 小規模組織であることについて

当社は、平成18年10月末日現在において役員7名（常勤監査役1名及び非常勤監査役2名を含む）、従業員98名（臨時雇用者50名を含む）という比較的小規模な組織で運営されており内部管理体制もこのような規模に応じたものになっております。今後、事業の拡大に応じて必要になる人員を適時に補充し、内部管理体制の一層の充実を図る予定であります。また、人材の採用活動の成否によっては人員の補充が遅れ、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

(3) システム開発及び運用・管理の体制について

当社では、現在、自社内にてシステム開発、運用及び管理を行っております。当社の事業は、インターネット上の商取引サイトの運営であるため、システムの開発やその運用・管理を適切に行うことが事業上重要であります。従って、システム開発、運用及び管理に関わる従業員の退職や、事業の拡大に対応するための人材の採用活動がスムーズに行かなかった場合には、システム開発の遅延や運営・管理の不備等が発生する可能性は否定できず、その場合、当社の業務運営に支障をきたす可能性があります。

Ⅴ その他

(1) 配当政策について

当社は、平成18年10月31日中間会計期間末現在で153,704千円の未処理損失を計上しております。未処理損失につきましては将来計上される利益により早期に解消することを目指しておりますが、事業の進捗が計画通りに進まない場合、解消までに想定以上の時間を要する可能性があります。当社は現在まで配当を実施しておりませんが、今後につきましては、まず、未処理損失の解消をし、その後は事業規模拡大に備えるための内部留保の充実を勘案しつつ配当による株主への利益還元に関しても検討して参ります。

(2) ストックオプションについて

当社は、取締役・監査役及び従業員の経営参画意識高揚のために旧商法第280条ノ20及び旧商法第280条ノ21の規定に従って、平成16年7月30日及び平成17年7月29日開催の定時株主総会の特別決議に基づく新株予約権（以下、「ストックオプション」といいます）を付与しております。また、今後に関しましてもストックオプションの付与を継続する方針であります。これらストックオプションの権利行使がなされた場合には、新株式が発行され当社株式価値の希薄化が生じる可能性があります。なお、平成18年11月30日現在でのストックオプションによる潜在株式数は792株（発行済株式数に対して8.77%）となっております。

4. 個別中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)			当中間会計期間末 (平成18年10月31日)			対前中間 期比	前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)	増減 (千円)	金額 (千円)		構成比 (%)
(資産の部)											
I 流動資産											
1. 現金及び預金		153,173			873,900				1,048,376		
2. 売掛金		231,267			394,135				329,849		
3. たな卸資産		20,136			3,304				17,521		
4. 有価証券		—			100,018				—		
5. 繰延税金資産		35,000			—				57,000		
6. その他		12,510			11,022				15,104		
貸倒引当金		△1,690			△550				△1,818		
流動資産合計			450,398	80.2		1,381,831	89.0	931,433		1,466,034	92.1
II 固定資産											
1. 有形固定資産	※1	7,931			5,482				6,469		
2. 無形固定資産											
(1) ソフトウェア		69,965			84,916				64,876		
(2) ソフトウェア 仮勘定		11,345			45,955				36,762		
(3) その他		1,346			1,228				1,287		
無形固定資産 合計		82,658			132,100				102,926		
3. 投資その他の 資産		20,663			32,990				16,293		
固定資産合計			111,253	19.8		170,573	11.0	59,320		125,689	7.9
資産合計			561,651	100.0		1,552,405	100.0	990,754		1,591,723	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)			当中間会計期間末 (平成18年10月31日)			対前中間 期比	前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)		
区分	注記 番号	金額 (千円)		構成比 (%)	金額 (千円)		構成比 (%)	増減 (千円)	金額 (千円)		構成比 (%)
(負債の部)											
I 流動負債											
1. 買掛金		138,076			259,549				181,314		
2. 1年以内返済予 定の長期借入金		52,920			15,540				44,100		
3. 1年以内償還予 定の社債		16,000			16,000				16,000		
4. 未払費用		19,893			10,220				15,125		
5. 引当金		7,733			22,527				9,435		
6. その他	※2	26,145			53,750				55,645		
流動負債合計			260,768	46.4		377,588	24.3	116,820		321,621	20.2
II 固定負債											
1. 社債		34,000			18,000				26,000		
2. 長期借入金		58,845			—				30,175		
3. その他		—			1,800				—		
固定負債合計			92,845	16.5		19,800	1.3	△73,045		56,175	3.5
負債合計			353,613	62.9		397,388	25.6	43,775		377,796	23.7
(資本の部)											
I 資本金			370,650	66.0		—				717,900	45.1
II 資本剰余金											
1. 資本準備金		—			—				571,800		
資本剰余金合計			—	—		—	—			571,800	35.9
III 利益剰余金											
1. 中間 (当期) 未処理損失		162,612							75,773		
利益剰余金合計			△162,612	△28.9		—	—			△75,773	△4.8
資本合計			208,037	37.1		—	—			1,213,926	76.3
負債資本合計			561,651	100.0		—	—			1,591,723	100.0

		前中間会計期間末 (平成17年10月31日)		当中間会計期間末 (平成18年10月31日)		対前中間 期比	前事業年度の要約貸借対照表 (平成18年4月30日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)		金額 (千円)		増減 (千円)	金額 (千円)	
			構成比 (%)		構成比 (%)			構成比 (%)
(純資産の部)								
I 株主資本								
1. 資本金			—		727,800	46.9		—
2. 資本剰余金								
(1) 資本準備金		—		581,200			—	
資本剰余金合計			—		581,200	37.4		—
3. 利益剰余金								
(1) その他利益剰余金								
繰越利益剰余金		—		△153,704			—	
利益剰余金合計			—		△153,704	△9.9		—
株主資本合計			—		1,155,295	74.4		—
II 評価・換算差額等								
1. その他有価証券評価差額金			—		△278			—
評価・換算差額等合計			—		△278	△0.0		—
純資産合計			—		1,155,016	74.4		—
負債純資産合計			—		1,552,405	100.0		—

(2) 中間損益計算書

		前中間会計期間 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成17年10月31日)			当中間会計期間 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成18年10月31日)			対前中間 期比	前事業年度の要約損益計算書 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)			
区分	注記 番号	金額 (千円)		百分比 (%)	金額 (千円)		百分比 (%)	増減 (千円)	金額 (千円)		百分比 (%)	
I 売上高	※ 1 ※ 2		917,022	100.0		1,472,135	100.0	555,113		2,289,221	100.0	
II 売上原価			633,871	69.1		1,109,113	75.3	475,242		1,624,802	71.0	
売上総利益			283,151	30.9		363,022	24.7	79,871		664,419	29.0	
III 販売費及び一般 管理費			252,918	27.6		384,536	26.1	131,618		532,966	23.3	
営業利益 (△ 損失)			30,232	3.3		△21,513	△1.4	△51,745		131,452	5.7	
IV 営業外収益			1,335	0.1		2,102	0.1	767		2,518	0.1	
V 営業外費用			2,741	0.3		1,022	0.0	△1,719		38,280	1.7	
経常利益 (△ 損失)			28,825	3.1		△20,433	△1.3	△49,258		95,689	4.1	
VI 特別利益			—	—		646	0.0	646		—	—	
VII 特別損失			2,132	0.2		—	—	△2,132		2,132	0.1	
税引前中間 (当期) 純利 益 (△損失)			265	26,693	2.9		△19,786	△1.3	△46,479		93,557	4.0
法人税、住民 税及び事業税						1,144				2,290		
法人税等調整 額			△9,000	△8,735	△1.0	57,000	58,144	3.9	66,879	△31,000	△28,710	△1.3
中間 (当期) 純利益 (△損 失)				35,428	3.9		△77,931	△5.2	△113,359		122,267	5.3
前期繰越利益 (△損失)			△198,040			—				△198,040		
中間未処分利 益 (△損失)			△162,612			—				△75,773		

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）

（単位：千円）

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
		資本準備金	その他利益剰余金			
			繰越利益剰余金			
平成18年4月30日 残高 (千円)	717,900	571,800	△75,773	1,213,926		1,213,926
中間会計期間中の変動額						
ストックオプションの権利行使による株式の発行 (千円)	9,900	9,400		19,300		19,300
中間純利益 (千円)			△77,931	△77,931		△77,931
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額 (純額) (千円)					△278	△278
中間会計期間中の変動額合計 (千円)	9,900	9,400	△77,931	△58,631	△278	△58,909
平成18年10月31日 残高 (千円)	727,800	581,200	△153,704	1,155,295	△278	1,155,016

(4) 中間キャッシュ・フロー計算書

		前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	対前中間期比	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	増減 (千円)	金額 (千円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
税引前中間 (当期) 純利益 (△損失)		26,693	△19,786		93,557
減価償却費		9,180	11,618		20,550
貸倒引当金の増減額 (減少: △)		956	△1,268		1,085
賞与引当金の増減額 (減少: △)		2,327	7,938		3,379
販売促進引当金の増 減額 (減少: △)		—	5,070		—
受取利息及び受取配 当金		△3	△312		△27
支払利息		1,668	604		3,316
社債利息		123	374		492
社債発行費		900	—		900
新株発行費		—	—		150
株式公開関連費用		—	—		33,294
売上債権の増減額 (増加: △)		△73,306	△64,286		△171,887
たな卸資産の増減額 (増加: △)		△1,734	14,217		880
仕入債務の増減額 (減少: △)		50,746	78,234		93,984
前受金の増減額 (減 少: △)		763	4,016		335
前渡金の増減額 (増 加: △)		△2,560	2,033		△1,411
未払消費税等の増減 額 (減少: △)		△2,405	△5,120		2,041
その他		3,380	△1,171		14,358
小計		16,730	32,162	15,432	95,001
利息及び配当金の受 取額		3	253		26
利息の支払額		△1,322	△970		△3,639
法人税等の支払額		△530	△2,290		△530
営業活動によるキャッ シュ・フロー		14,881	29,155	14,274	90,858

		前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	対前中間期比	前事業年度の要約 キャッシュ・フロー計算書 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
区分	注記 番号	金額 (千円)	金額 (千円)	増減 (千円)	金額 (千円)
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
有形固定資産の取得による支出		△2,583	—		△2,583
無形固定資産の取得による支出		△29,138	△39,849		△59,315
投資有価証券の取得による支出		—	△21,315		—
投資有価証券の売却による収入		—	5,917		—
貸付金の回収による収入		95	—		211
敷金・保証金の差し入れによる支出		△4,500	△300		△500
その他		34	△630		535
投資活動によるキャッシュ・フロー		△36,092	△56,178	△20,086	△61,651
III 財務活動によるキャッシュ・フロー					
長期借入れによる収入		60,000	—		60,000
長期借入金の返済による支出		△30,956	△58,735		△68,446
社債の発行による収入		49,100	—		49,100
社債の償還による支出		—	△8,000		△8,000
株式発行による収入		—	—		918,600
ストックオプションの権利行使による収入		—	19,300		—
株式公開関連費用による支出		—	—		△28,324
財務活動によるキャッシュ・フロー		78,144	△47,435	△125,579	922,929
IV 現金及び現金同等物の増減額 (減少: △)		56,933	△74,458	△131,391	952,136
V 現金及び現金同等物の期首残高		96,240	1,048,376	952,136	96,240
VI 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	※1	153,173	973,918	820,745	1,048,376

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 _____ (2) たな卸資産 商品 個別法による原価法によっております。	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) たな卸資産 商品 同左	(1) 有価証券 _____ (2) たな卸資産 商品 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法 なお、耐用年数は以下のとおりであります。 建物・・・・・・3～15年 工具器具備品・・・・5～6年 (2) 無形固定資産 定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法 (3) 長期前払費用 定額法	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左 (3) 長期前払費用 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当中間会計期間末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 販売促進引当金 同左	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。 (3) 販売促進引当金 販売促進を目的とするポイント制度により小売店に付与されたポイント利用に備えるため、当事業年度末において将来利用されると見込まれる額を計上しております。

項目	前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
5. 中間キャッシュ・フロー計算書（キャッシュ・フロー計算書）における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左	同左
6. その他中間財務諸表（財務諸表）作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	同左	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。	—————	(固定資産の減損に係る会計基準) 当事業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日）を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。
—————	(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。 従来の「資本の部」の合計に相当する金額は1,155,016千円であります。 なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。	—————

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成17年10月31日)	当中間会計期間末 (平成18年10月31日)	前事業年度末 (平成18年4月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 11,188千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 13,637千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,650千円
※2. 消費税等の取扱い 仮払消費税及び仮受消費税は、相殺の うゑ、金額の重要性が乏しいため、流 動負債の「その他」に含めて表示して おります。	※2. 消費税等の取扱い 同左	※2. 消費税等の取扱い _____

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 3千円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 83千円 受取配当金 228千円	※1. 営業外収益のうち主要なもの 受取利息 27千円
※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 1,668千円 社債利息 123千円 社債発行費 900千円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 604千円 社債利息 374千円	※2. 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 3,316千円 社債利息 492千円 社債発行費 900千円 新株発行費 150千円 株式公開関連費用 33,294千円
3. 減価償却実施額 有形固定資産 1,176千円 無形固定資産 7,937千円	3. 減価償却実施額 有形固定資産 987千円 無形固定資産 10,631千円	3. 減価償却実施額 有形固定資産 2,638千円 無形固定資産 17,778千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成18年10月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株式数 (株)	当中間会計期間増加 株式数 (株)	当中間会計期間減少 株式数 (株)	当中間会計期間末株 式数 (株)
発行済株式				
普通株式	8,808	102	—	8,910
合計	8,808	102	—	8,910

(注) 1. 発行済み株式の増加102株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数 (株)				当中間会計 期間末残高
		前事業年度 末	当中間会計 期間増加	当中間会計 期間減少	当中間会計 期間末	
平成12年7月25日 定時株主総会決議 新株引受権 (注)1	普通株式	8	—	8	—	—
平成16年7月30日 定時株主総会決議 第1回新株予約権 (注)2	普通株式	866	—	96	770	—
平成17年7月29日 定時株主総会決議 第2回新株予約権 (注)3	普通株式	136	—	6	130	—
平成17年7月29日 定時株主総会決議 第2回の2新株予約権 (注)4	普通株式	12	—	—	12	—
合計	—	1,022	—	110	912	—

(注) 1. 当該新株予約権の減少は、権利行使によるものです。

(注) 2. 当該新株予約権の減少のうち、94株は権利行使によるものであり、2株は権利喪失によるものであります。

(注) 3. 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。 また、当該新株予約権の減少は、権利喪失によるものであります。

(注) 4. 当該新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成17年10月31日現在) 現金及び預金勘定 153,173千円 現金及び現金同等物 153,173千円	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年10月31日現在) 現金及び預金勘定 873,900千円 有価証券勘定 100,018千円 計 973,918千円 現金及び現金同等物 973,918千円	※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成18年4月30日現在) 現金及び預金勘定 1,048,376千円 現金及び現金同等物 1,048,376千円

(リース取引)

前中間会計期間 (自 平成17年5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月 1日 至 平成18年4月30日)																												
前中間会計期間のリース取引の重要性が乏しいため、注記を省略しております。	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																												
	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3,108</td><td>414</td><td>2,694</td></tr><tr><td>工具器具及び備品</td><td>26,935</td><td>1,496</td><td>25,438</td></tr><tr><td>合計</td><td>30,043</td><td>1,910</td><td>28,132</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,108	414	2,694	工具器具及び備品	26,935	1,496	25,438	合計	30,043	1,910	28,132	<table><tr><th></th><th>取得価額相当額 (千円)</th><th>減価償却累計額相当額 (千円)</th><th>中間期末残高相当額 (千円)</th></tr><tr><td>ソフトウェア</td><td>3,108</td><td>103</td><td>3,004</td></tr><tr><td>合計</td><td>3,108</td><td>103</td><td>3,004</td></tr></table>		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)	ソフトウェア	3,108	103	3,004	合計	3,108	103	3,004
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																										
	ソフトウェア	3,108	414	2,694																										
	工具器具及び備品	26,935	1,496	25,438																										
	合計	30,043	1,910	28,132																										
		取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	中間期末残高相当額 (千円)																										
	ソフトウェア	3,108	103	3,004																										
	合計	3,108	103	3,004																										
	なお、取得価格相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、取得価格相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																												
(2) 未経過リース料中間期末残高相当額	(2) 未経過リース料期末残高相当額																													
1 年内 5,110千円	1 年内 621千円																													
1 年超 23,021千円	1 年超 2,382千円																													
合計 28,132千円	合計 3,004千円																													
なお、未経過リース料中間期末残高相当額は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。	なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。																													
(3) 支払リース料、減価償却費相当額	(3) 支払リース料、減価償却費相当額																													
支払リース料 1,807千円 減価償却費相当額 1,807千円	支払リース料 103千円 減価償却費相当額 103千円																													

前中間会計期間 (自 平成17年5月 1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月 1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月 1日 至 平成18年4月30日)
	(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価格を零とする定額法によっ ております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はあ りません。	(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価格を零とする定額法によっ ております。 (減損損失について) リース資産に配分された減損損失はあ りません。

(有価証券)

前中間会計期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）

当社は、有価証券を保有していないため、該当事項はありません

当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（千円）	中間貸借対照表計上額 （千円）	差額（千円）
投資信託	10,000	9,721	△278
合計	10,000	9,721	△278

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

	中間連結貸借対照表計上額（千円）
その他有価証券	
非上場株式	6,045
フリーファイナンシャルファンド	100,018

前事業年度（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）

当社は、有価証券を保有していないため、該当事項はありません。

(デリバティブ取引)

前中間会計期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）、当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）及び前事業年度（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）

当社は、デリバティブ取引を全く利用していないので、該当事項はありません。

(ストック・オプション等)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間（自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日）、当中間会計期間（自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日）及び前事業年度（自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日）

当社は、関連会社がないため、該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
1株当たり純資産額 40,038円08銭 1株当たり中間純利益金額 6,818円48銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、新株引受権及び新株予約権の残高はありますが、当社は非上場であるため、期中平均株価が把握できておりませんので記載しておりません。	1株当たり純資産額 129,631円53銭 1株当たり中間純損失 8,800円85銭 なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、一株当たり中間純損失が計上されているため記載しておりません。	1株当たり純資産額 137,820円94銭 1株当たり純利益金額 19,438円45銭 潜在株式調整後一株あたり 当期純利益金額 15,966円75銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 平成17年5月1日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年5月1日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年5月1日 至 平成18年4月30日)
1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益(△純損失) (千円)	35,428	△77,931	122,267
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-	-
(うち利益処分による役員賞与金)	(-)	(-)	(-)
普通株式に係る中間(当期)純利益(千円)	35,428	△77,931	122,267
期中平均株式数(株)	5,196	8,855	6,290
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額(千円)	-	-	-
普通株式増加数(株)	-	-	2,067
(うち新株引受権)	(-)	(-)	(1,367)
(うち新株予約権)	(-)	(-)	(700)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回無担保新株引受権付社債 (新株引受権の残高300千円) 新株引受権 (平成12年7月31日発行20個) 新株予約権 (平成16年8月6日発行866個) (平成17年8月12日発行136個) (平成17年10月21日発行13個)	—	—

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成17年10月31日)	当中間会計期間 (自 平成18年 5 月 1 日 至 平成18年10月31日)	前事業年度 (自 平成17年 5 月 1 日 至 平成18年 4 月30日)
(資本の増加について) 新株引受権付社債に付された新株引受権の行使に伴う新株発行により、下記のとおり平成17年11月25日に払込が終了いたしました。 ①発行新株式の種類 普通株式 ②発行新株式数 2,400株 ③行使価格 1株当たり12,500円 ④行使価格の総額 30,000千円 ⑤資本組入額 1株当たり6,250円 ⑥資本組入額の総額 15,000千円 ⑦新株引受権行使日 平成17年11月25日 ⑧配当起算日 平成17年11月1日 ⑨資金の使途 運転資金に30,000千円を充当する予定であります。	_____	_____

5. 生産、受注及び販売の状況

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

3. 経営成績及び財政状態の(1) 経営成績(5ページ)に記載しております。